

議案第 12 号

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第７号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第64条—第78条）」

第５節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

「第4節 運営に関する基準（第64条—第78条）」

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第78条の2・第78条の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に

改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第1項第2号中「訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を「訪問介護員等」に改め、同条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

（12）介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第213条第10項」を「第213条第14項」に改める。

第29条第2項中「手当て」を「手当」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」

を削る。

第 3 9 条第 1 項中「3 月」を「6 月」に改め、同条第 4 項中「ときは、当該」を「場合には、正当な理由があるときを除き、当該」に、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第 4 7 条第 2 項ただし書中「3 年以上」を「1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）」に改める。

第 6 7 条第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 8 1 条の 3 中「9 人」を「1 8 人」に改める。

第 8 1 条の 5 第 1 項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第 8 1 条の 1 6 中「第 3 4 条中「定期」を「第 3 4 条中「運営規程」とあるのは「第 8 1 条の 1 2 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期」に改める。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第 7 8 条の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 7 8 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 1 5 6 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 1 6 6 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設

備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- （1）指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下これらをこの号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以

下これらをこの号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第60条、第62条、第63条第4項並びに前節(第78条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第70条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項及び第71条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるもの

とする。

第 8 3 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 8 7 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 2 0 0 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 1 2 人以下となる数とする」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 4 条第 7 項」を「第 1 0 4 条第 7 項及び第 2 1 3 条第 8 項」に改める。

第 1 0 4 条第 1 項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第 2 1 3 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項の表の中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第 7 項中「（以下」を「（以下この章において」に改める。

第 1 0 5 条第 3 項及び第 1 0 6 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 1 0 9 条中「召集」を「招集」に改める。

第 1 2 5 条第 3 項、第 1 3 3 条第 2 項及び第 1 3 4 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 1 3 9 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業

者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第147条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第152条第4項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第160条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第173条第3項ただし書中「以下この条において同じ。）及び」を「以下この項において同じ。）に」に、「）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合、又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域

密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第175条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第179条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第187条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第187条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第173条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第190条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第204条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等

の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第208条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第213条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第104条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第104条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第104条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第213条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者（第221条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第213条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第214条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第215条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第216条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を「にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第217条第2項第1号中「しうる」を「し得る」に改め、同項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第221条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第213条第

13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、「看護師等」を「、看護師等」に改める。

第222条第2項中「手当て」を「手当」に改める。

第224条中「第128条まで」を「第128条」に改め、「提供回数等の活動状況」との次に「、第109条中「第104条第12項」とあるのは「第213条第13項」と」を加える。

附則第2条中「第62条第2項」を「第84条第2項」に、「第66条第2項」を「第88条第2項」に、「終了」を「修了」に改める。

附則第3条中「第113条第1項」を「第135条第1項」に改める。

附則第4条中「第113条第4項」を「第135条第4項」に改める。

附則第5条中「第132条第4項第1号ア」を「第154条第4項第1号ア」に改める。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に、「第152条第1項第1号」を「第174条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第4条第2項の規定」を「第4条第2項の規定の適用」に改める。

附則第7条中「第5条の規定」を「第5条の規定の適用」に、「第152条第1項第7号ア」を「第174条第1項第7号ア」に改める。

附則第8条中「第180条第1項第1号イ（イ）」を「第202条第1項第1号イ（イ）」に改める。

附則第9条中「第151条第14項」を「第173条第14項」に改める。

附則第10条及び第11条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第152条第1項第7号ア」を「第174条第1項第7号ア」に改める。

附則第 12 条中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に、「第 152 条第 1 項第 8 号及び第 180 条第 1 項第 4 号」を「第 174 条第 1 項第 8 号及び第 202 条第 1 項第 4 号」に改める。

附則第 13 条第 3 項及び第 4 項中「第 151 条第 1 4 項」を「第 173 条第 1 4 項」に改める。

附則第 14 条中「第 152 条第 1 項第 1 号ア」を「第 174 条第 1 項第 1 号ア」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

第 15 条 第 152 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1）機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2）生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第 16 条 第 154 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の

医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
目次 第1章から第3章 略 第3章の2 略 第1節から第3節 略 <u>第4節 運営に関する基準(第64条－第78条)</u> <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第78条の2・第78条の3)</u> <u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> 第1款から第4款 略 第4章から第9章 略 附則 第1章 略 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 略 (1)から(5) 略 <u>(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2</u>	目次 第1章から第3章 略 第3章の2 略 第1節から第3節 略 <u>第4節 運営に関する基準(第64条－第78条)</u> <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> 第1款から第4款 略 第4章から第9章 略 附則 第1章 略 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 略 (1)から(5) 略

の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) 略

2 略

第3条 略

第2章 略

第1節 略

第2節 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

(1) 略

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) (4) 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事し

(6) 略

2 略

第3条 略

第2章 略

第1節 略

第2節 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

(1) 略

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) (4) 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

た経験を有する者をもって充てることができる。 3及び4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず____、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)から(11) 略 <u>(12)介護医療院</u> 6 略 7 ____当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がないときは、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、____随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9から11 略 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業	3及び4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間において</u>、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)から(11) 略 6 略 7 <u>午後6時から午前8時までの間は</u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がないときは、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間は</u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9から11 略 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業
--	--

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合で、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第213条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第7条 略

第3節 略

第4節 略

第9条から第28条 略

(緊急時等の対応)

第29条 略

- 2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

第30条及び第31条 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2 略

- 3 前項本文の規定にかかわらず、 随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合で、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第213条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第7条 略

第3節 略

第4節 略

第9条から第28条 略

(緊急時等の対応)

第29条 略

- 2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

第30条及び第31条 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2 略

- 3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 略

第33条から第38条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由があるときを除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

第40条から第42条 略

第5節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

4 略

第33条から第38条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するときは、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条から第42条 略

第5節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

(訪問介護員等の員数) 第47条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じてこれらの者との連携を確保しているときは、<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 第48条 略 第3節及び第4節 略 第3章の2 略 第1節から第3節 略 第4節 略 第64条から第66条 略 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第67条 略 (1)から(5) 略 (6)指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 第68条から第78条 略 <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u>	(訪問介護員等の員数) 第47条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じてこれらの者との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 第48条 略 第3節及び第4節 略 第3章の2 略 第1節から第3節 略 第4節 略 第64条から第66条 略 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第67条 略 (1)から(5) 略 (6)指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 第68条から第78条 略
---	--

第78条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該

事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下これらをこの号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下これらをこの号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2)共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施

設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第60条、第62条、第63条第4項並びに前節(第78条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第70条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項及び第71条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

<u>第6節</u> 略 第1款及び第2款 略 第3款 略 (利用定員) 第81条の3 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を<u>18人以下</u>とする。 第81条の4 略 第4款 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第81条の5 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第81条の12に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第81条の10第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第81条の13第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 略 第81条の6から第81条の15 略 (準用) 第81条の16 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条(第3項第2号を除く。)、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「運営規程」とあるのは「第81条</u>	<u>第5節</u> 略 第1款及び第2款 略 第3款 略 (利用定員) 第81条の3 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を<u>9人以下</u>とする。 第81条の4 略 第4款 略 (内容及び手続の説明及び同意) 第81条の5 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第81条の12に規定する<u>運営規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第81条の10第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第81条の13第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 略 第81条の6から第81条の15 略 (準用) 第81条の16 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条(第3項第2号を除く。)、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護</u>
---	---

の12に規定する重要事項に関する規程」と、
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、
第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、
第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第81条の4第4項」と読み替えるものとする。

第4章 略

第1節 略

第2節 略

第1款 略

(従業者の員数)

第83条 単独型指定認知症対応型通所介護
(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。

看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第81条の4第4項」と読み替えるものとする。

第4章 略

第1節 略

第2節 略

第1款 略

(従業者の員数)

第83条 単独型指定認知症対応型通所介護
(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設____、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3) 略 2から7 略 第84条及び第85条 略 第2款 略 第86条 略 (利用定員等) 第87条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第200条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項	(1)から(3) 略 2から7 略 第84条及び第85条 略 第2款 略 第86条 略 (利用定員等) 第87条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項
---	--

に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第104条第7項及び第213条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。))について、3年以上の経験を有する者でなければならない。

第88条 略

第3節 略

第5章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第104条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基

に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第104条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。))について、3年以上の経験を有する者でなければならない。

第88条 略

第3節 略

第5章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第104条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基

準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第213条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及

準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5

び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2から5 略

6 略

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) <u>又は介護医療院</u>	略
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多

項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2から5 略

6 略

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) <u> </u>	略
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護

機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8から13 略

(管理者)

第105条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第215条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第133条第2項、第134条及び第215条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣

従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8から13 略

(管理者)

第105条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第215条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第133条第2項、第134条及び第215条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣

働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 略

第4節 略

(心身の状況等の把握)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第104条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第115条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第110条から第124条 略

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第126条から第130条 略

第6章 略

第1節 略

第2節 略

が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 略

第4節 略

(心身の状況等の把握)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第104条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第115条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第110条から第124条 略

(協力医療機関等)

第125条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第126条から第130条 略

第6章 略

第1節 略

第2節 略

第132条 略

(管理者)

第133条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第134条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 略

第4節 略

第136条から第138条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第139条 略

2から6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第132条 略

(管理者)

第133条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第134条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 略

第4節 略

第136条から第138条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第139条 略

2から6 略

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 略

第140条から第146条 略

(協力医療機関等)

第147条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第148条から第150条 略

第7章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数)

第152条 略

2及び3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって、当該施設に対する支

7 略

第140条から第146条 略

(協力医療機関等)

第147条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第148条から第150条 略

第7章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数)

第152条 略

2及び3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって、当該施設に対する支

援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 5及び6 略 7 略 (1)介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</u> (2) 略 (3)<u>介護医療院 介護支援専門員</u> 8から10 略 第153条 略 第3節 略 第4節 略 第155条から第159条 略 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第160条 略 2から5 略 <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>7 略</u>	援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 5及び6 略 7 略 (1)介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員 (2) 略 8から10 略 第153条 略 第3節 略 第4節 略 第155条から第159条 略 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第160条 略 2から5 略 <u>6 略</u>
--	--

第161条から第171条 略 第8章 略 第1節 略 第2節 略 (従業者の員数) 第173条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第200条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。<u>以下この項において同じ。)</u>にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「<u>指定介護老人福祉施設基準</u>」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第209条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする	第161条から第171条 略 第8章 略 第1節 略 第2節 略 (従業者の員数) 第173条 略 2 略 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第200条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。<u>以下この条において同じ。)</u>及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。))を併設する場合、又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第209条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする
---	---

る者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第174条第1項第6号並びに第202条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われと認められるときは、これを置かないことができる。

5から7 略

8 略

(1) 略

(2)介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 略

(4)介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9から17 略

第3節 略

第4節 略

(サービス提供困難時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を、速やかに、講じなければならない

る者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第174条第1項第6号並びに第202条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5から7 略

8 略

(1) 略

(2)介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(3) 略

9から17 略

第3節 略

第4節 略

(サービス提供困難時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設_____を紹介する等の適切な措置を、速やかに、講じなければならない。

い。 第176条から第178条 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第179条 略 2から5 略 <u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>7 略</u> 第180条から第187条 略 <u>(緊急時等の対応)</u> <u>第187条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第173条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u> 第188条及び第189条 略 (運営規程) 第190条 略 (1)から(5) 略 <u>(6)緊急時等における対応方法</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u>	第176条から第178条 略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第179条 略 2から5 略 <u>6 略</u> 第180条から第187条 略 第188条及び第189条 略 (運営規程) 第190条 略 (1)から(5) 略 <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u>
--	--

第191条から第199条 略	第191条から第199条 略
第5節 略	第5節 略
第1款及び第2款 略	第1款及び第2款 略
第3款 略	第3款 略
第203条 略	第203条 略
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第204条 略	第204条 略
2から7 略	2から7 略
<u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	
<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>	
<u>9 略</u>	<u>8 略</u>
第205条から第207条 略	第205条から第207条 略
(運営規程)	(運営規程)
第208条 略	第208条 略
(1)から(6) 略	(1)から(6) 略
<u>(7) 緊急時等における対応方法</u>	
<u>(8) 略</u>	<u>(7) 略</u>
<u>(9) 略</u>	<u>(8) 略</u>
第209条から第211条 略	第209条から第211条 略
第9章 略	第9章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 略	第2節 略
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)
第213条 指定看護小規模多機能型居宅介護	第213条 指定看護小規模多機能型居宅介護

の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第104条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅

の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(______本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤

介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第104条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2から5 略

- 6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第104条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その

務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2から5 略

- 6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(____本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がないときに、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合で、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深

処遇に支障がないときに、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合で、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 略

(1)から(4) 略

(5)介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多

夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 略

(1)から(4) 略

<u>機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u>	
9 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u>	
10 <u>第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</u>	
11 略	8 略
12 略	9 略
13 <u>第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者(第221条において「研修修了者」という。)を置くことができる。</u>	
14 略 (管理者) 第214条 略	10 略 (管理者) 第214条 略
2 <u>前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障</u>	

がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。
- (指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第215条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 略

(登録定員及び利用定員)

第216条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とす

- 2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。
- (指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第215条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 略

(登録定員及び利用定員)

第216条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人____以下とする。

る。

2 略

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで

(設備及び備品等)

第217条 略

2 略

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 略

アからエ 略

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3及び4 略

第4節 略

第218条から第220条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第221条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第213条第13項の規定により介護支援専門員を配

2 略

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで

略

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人_____まで

(設備及び備品等)

第217条 略

2 略

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(2) 略

アからエ 略

3及び4 略

第4節 略

第218条から第220条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第221条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員_____に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成

置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から10 略

(緊急時等の対応)

第222条 略

2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

第223条 略

(準用)

第224条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条、第75条、第109条から第112条まで、第115条から第117条まで、第119条、第120条、第122条から第126条まで及び第128条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第224条において準用する第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密

に関する業務を看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から10 略

(緊急時等の対応)

第222条 略

2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

第223条 略

(準用)

第224条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条、第75条、第109条から第112条まで、第115条から第117条まで、第119条、第120条、第122条から第126条まで及び第128条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第224条において準用する第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地

着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第109条中「第104条第12項」とあるのは「第213条第13項」と、第111条及び第119条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第128条中「第104条第6項」とあるのは「第213条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第84条第2項及び第88条第2項の規定の適用については、第84条第2項中「者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第88条第2項中「者であって、第84条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

第3条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の施行の際、現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第135条第1項の規定にかかわらず、当該共同生

域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と____、第111条及び第119条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第128条中「第104条第6項」とあるのは「第213条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、第62条第2項中「者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を終了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

第3条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の施行の際、現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生

活住居を有することができる。

第4条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の日(以下「基準省令施行日」という。)の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第135条第4項の規定は適用しない。

第5条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の際、現に定員4人以下であるものについては、第154条第4項第1号アの規定は適用しない。

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第174条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

活住居を有することができる。

第4条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の日(以下「基準省令施行日」という。)の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。

第5条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の際、現に定員4人以下であるものについては、第132条第4項第1号アの規定は適用しない。

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とす

2 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。

第7条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第5条の規定の適用を受けていたものについては、第174条第1項第7号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。

第8条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)附則第3条第2項の規定の適用を受けていたものに係る第202条第1項第1号イ(イ)の規定の適用については、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第9条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所者生活介護事業所等のうち、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の際、現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの(建築中のものを含む。)については、第173条第14項の規定は適用しない。

第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の

る。

2 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。

第7条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第5条の規定を受けていたものについては、第152条第1項第7号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。

第8条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)附則第3条第2項の規定の適用を受けていたものに係る第180条第1項第1号イ(イ)の規定の適用については、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第9条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所者生活介護事業所等のうち、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の際、現にその入所定員が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を超えているもの(建築中のものを含む。)については、第151条第14項の規定は適用しない。

第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の

一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第174条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第11条 一般病床、又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第174条第

一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第11条 一般病床、又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第

1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)(2) 略

第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第174条第1項第8号及び第202条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第13条 略

2 略

3 平成23年改正省令の施行の際、現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第173条第14項の規定は、適用しない。

1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)(2) 略

第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第13条 略

2 略

3 平成23年改正省令の施行の際、現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第151条第14項の規定は、適用しない。

4 平成23年改正省令の施行の際、現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設(当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、平成23年改正省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。)に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第173条第14項の規定は、適用しない。

第14条 この条例の施行の際、現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(この条例の施行後に増築され、又は改修された部分を除く。)について、第174条第1項第1号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人」とあるのは「4人以下」とする。

第15条 第152条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指

4 平成23年改正省令の施行の際、現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設(当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、平成23年改正省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。)に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第151条第14項の規定は、適用しない。

第14条 この条例の施行の際、現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(この条例の施行後に増築され、又は改修された部分を除く。)について、第152条第1項第1号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人」とあるのは「4人以下」とする。

定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2)生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第16条 第154条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。